

小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 小泉八雲・セツをモデルとした連続テレビ小説の制作・放送を最大限に生かして観光振興を図るとともに、小泉八雲・セツの精神・功績を後世に引き継いでいく取組みを推進することを目的に、小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 拠点整備及び受入整備に関すること。
- (2) 誘客プロモーション全般に関すること。
- (3) 周遊促進に関すること。
- (4) 物産品の開発・販売に関すること。
- (5) 顕彰事業に関すること
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する組織及び団体をもって構成し、当該組織及び団体の代表者等を委員とする。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、松江市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(任期)

第6条 役員、委員、オブザーバー及びアドバイザーの任期は、第15条の規定により協議会を解散する日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(オブザーバー)

第7条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が指名し、必要に応じて総会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(アドバイザー)

第8条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が指名し、必要に応じて総会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第9条 総会は全委員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 要綱の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び予算の決定
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

5 総会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面により委員の承認を得ることにより、議決に代えることができる。

(専決事項)

第10条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないときは、前条第2項に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

(ワーキンググループ)

第11条 第2条の事業を円滑に遂行するため、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

2 WGを構成する委員は、会長が指名する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、松江市「**八雲とセツが出会ったまち**」ブランド戦略室、松江市広報課、松江市商工企画課、松江市観光振興課、松江市国際観光課、松江市文化振興課、松江市交通政策課、松江市教育委員会学校教育課が共同で運営する。

3 事務局長は松江市「**八雲とセツが出会ったまち**」ブランド戦略室長をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設立した日の属する会計年度は、協議会設立の日から令和7年3月31日までとする。

(解散)

第15条 協議会は、総会において第1条の目的が達成されたと認められたときに解散する。

(余剰金及び欠損金)

第16条 協議会が解散するときの収支決算において、余剰金又は欠損金が生じたときは、総会で協議の上、処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。